

第 1 回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成 15 年 12 月 22 日（月）午後 3 時～同 5 時

場所：弁護士会館 16 階来賓室

出席者：（委員） 井手雅春（株式会社朝日新聞社論説委員）

片山善博（鳥取県知事）

清原慶子（三鷹市長）

高木剛（UIゼンセン同盟会長）

土屋美明（社団法人共同通信社論説委員・編集委員）

中川英彦（住商リース株式会社顧問、京都大学法学部教授）

長谷川真理子（早稲田大学政治経済学部教授・理学博士）

宮本一子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会生活研究所
長、川村学園女子大学講師）

毛利甚八（作家）

吉永みち子（作家）

（日弁連）

会長 本林徹

副会長 田中敏夫 軍司育雄 尾崎純理 大国和江

事務総長 大川真郎

事務次長 幣原廣 酒井幸 藤井篤 福島進

調査室長 松田豊治

広報室長 鈴木啓文

司法改革調査室室長 四ノ宮啓

国際室長 矢吹公敏

以上 敬称略

配付資料

【事前配布】

- 1 日弁連の組織図
- 2 日弁連の各種委員会一覧表
- 3 弁護士白書
- 4 平成 14 年度決算報告書・平成 15 年度予算書
- 5 日弁連の意見書・会長声明一覧表（過去 2 年）

【当日配布】

- 6 日弁連の概況と会務の状況（2003 年 4 月～10 月）
- 7 平成 15 年度第 18・19 回理事会審議結果
- 8 日弁連の組織と活動について

議 事 次 第

(正副議長選任までの間、酒井事務次長が会議の進行役を務めた。)

- 1 開会
- 2 日本弁護士連合会会長挨拶
(本林会長)

ただいまご紹介をいただきました日弁連会長の本林でございます。市民会議の第1回にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。本日は師走のお忙しい中を皆様におかれましてはようこそご出席いただきまして心からお礼を申し上げたいと存じます。

昨日の新聞の記事によりますと、新聞・雑誌記事のデータベースを運営する会社が挙げた来年2004年のキーワードトップ10の中に、参議院選挙やアメリカの大統領選挙などと並んで「司法改革」が入ったということであります。いままさに司法改革が、マスコミ、国民、それから海外からも注目されております。裁判員制度の導入をはじめといたしまして21世紀の日本のあり方を変える、いわば100年に1度の歴史的な改革が進められているからだと思っております。

改革のベースとなっております司法制度改革審議会の意見書は、「21世紀の日本の社会は国民主権というものを大切に、お上依存ではなく、自律した国民が支えていく、活力に満ちた開かれた社会でなければならない」と提言しています。そして、国民に身近で、国民が利用しやすい司法をつくること、そして主権者である国民が司法に参加することによって、司法が、国民との絆・国民的な基盤をより強いものにするということ、そして司法を主として支えている弁護士、裁判官、検察官などの法曹を質量ともに豊かに育て、国民のために果たすべき役割を大きく、広くしていく、こういったことを柱として示し、その具体化がいまさしく進められています。

日弁連も改革全般にわたり、その主たる担い手として全力を尽くしてきております。一言で申し上げますと、今回の司法改革は「国民のための司法」、「国民が担う司法」を目指すものだと言って過言ではないと思います。それでは、弁護士の役割についてこの審議会の意見書は何を求めているのかと伺いますと、「弁護士は国民の社会生活上の医師として、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命に基づいて、国民にとって“頼もしい権利の護り手”であり、かつ“信頼しうる正義の担い手”として、高い質の法的サービスを提供すること」、これが使命であるといっております。弁護士が個人や会社などの依頼者、あるいは刑事被疑者・被告人などのために活動すること、そういう日常的な職務活動自体が、国民の正当な権利保護に、あるいは権利実現に奉仕しているという意味で「社会的責任」を果たしていると言えるのですが、さらに、そのような通常の職務活動を超えて、例えば社会的弱者に対し低廉な報酬で権利

擁護を図るとか、裁判官に任官するなど公的な役職に就いて活躍をする、そして、国民の法的サービスのアクセス保障を図る活動を進める、法曹の後継者を養成するなど、このような様々な公益的な活動を行うことによって、正義の実現のために社会的責任を負うべきであるというふうに締めくくっております。

これまで、日弁連や各弁護士会は、このような要請に応える努力はしてきております。例えば、人権擁護活動でいいますと、年間数百件に及ぶ国民からの人権救済申立がございます。これを受けて、もちろん無償でございますが、調査をしまして、人権侵害があると認定できたときには、侵害する者がたとえ国であろうと企業であろうと是正の勧告や警告書等を出しております。また、弁護士から裁判官に任官することを、現在一生懸命推進しております。昨年最高裁と協議を成立させ、来年の1月からは、弁護士をやりながら「パートタイム裁判官」という新しい形で、調停の分野で裁判官の役割をするということが決まっております。また、全国あまねく法的サービスが国民の間に行き届くように全弁護士から基金を集めまして、全国268箇所に法律相談センターを設置いたしました。そして、低廉な費用で市民の方々の相談に答えているところでもあります。また、弁護士が1人もいない、あるいはわずか1人しかいないという、いわゆる弁護士過疎地というのが北海道とか東北、九州などにたくさんございます。そこに法律事務所を設置しまして常駐する弁護士を派遣しており、地元の方々から大変高い評価を受けております。またご承知のように、来年4月から新しい法律家を養成するために法科大学院を開設することが決まっておりますが、ここへも約400名、弁護士はいま全国で2万人ですので、2%の弁護士が教員となって後輩の養成にあたるということも決まっております。

弁護士会としては、このような公益的活動に努めてきておりますが、まだ十分ではないと思います。今回の改革提言に従いまして、改革のスピードをいっそう早めていかなければいけないと思っております。

このような弁護士個人の社会的な責任の実践と並んで、今次の司法改革提言に則って、弁護士制度そのもの、また弁護士会のあり方につきましても、必要な弁護士法改正を行い、それに伴って様々な改革を進めております。

その改革の一つは、従来弁護士がフルタイムの公職に就くことが禁止されておりましたが、これを改め、公職に就任したり営業を行うことを自由化いたしました。弁護士が新しい分野に進出することが、いっそう促進されます。

また、従来は弁護士会が「報酬規程」を定めておりましたが、これを廃止することになりました。今後は個々の弁護士が顧客との間で信頼関係を築くことによって、各自自主的に報酬額を決めることとなります。また、弁護士が事件を受任をするときには委任契約書を作ることを原則として義務化し、各自の報酬基準や契約の内容等についても、利用者である市民のために透明化・明確化を進めることになりました。

弁護士会が行う懲戒手続につきましても、よりいっそう適正迅速で透明化を図り、また国民の信頼を高めていくために、懲戒手続に市民の意志を反映させるべく、市民

だけからなる「綱紀審査会」を新設しました。

さらに、日弁連の会務運営そのものをより透明なものにするために、2つの重要なことを決めました。1つは日弁連の総会そのもの及び総会議事録を思い切って一般に公開するというにいたしました。要するに誰でも日弁連総会を傍聴できる、また議事録の閲覧もできるということになったわけであります。もう1つが日弁連の会務運営や弁護士のあり方について市民の意見を反映していくために、弁護士以外の有識者からなる「市民会議」を設置するというにいたしました。それが今日のこの市民会議でございます。市民会議は、このように大きな司法改革の中の重要課題である「弁護士制度改革」の目玉の一つと位置づけで設置をされたものでございます。委員の方々の選任にあたりましては、できるだけ多様なジャンルの方々をお願いしようと考えました。幸い今日ご出席の方々のような各界でご活躍されているすばらしい皆様にご就任をご快諾をいただきまして本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。弁護士会の運営や弁護士のあり方につきまして、忌憚のない率直なご意見をいただくことを期待しております。市民会議の運営につきましては、市民の皆様が主体的に進めていただき、私たちは必要に応じて説明役を務めるということを予定しております。私たち弁護士会は透明化、説明責任、参加など今日の国民的な要請に応えまして、国民に開かれた、そして逞しい弁護士会を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして私の開会の挨拶といたします。ありがとうございました。

3 出席者紹介

酒井事務次長から日弁連側出席者の紹介がなされた。

4 委員自己紹介・意見表明

出席した委員から以下のような自己紹介及び意見表明がなされた。

(井手委員)

朝日新聞社大阪在勤の論説委員をしております。19年間の記者生活のうち約半分を司法・裁判所関係に関わってきましたが、全社で約40名の論説委員中、大阪は3人なので、司法以外の地域の問題も広く扱っています。皆様の中では一番年下になるうかと思えます。

2年ほど前には労働組合の委員長を経験しました。監督官庁を持たない組織であり、また記者も弁護士同様個人商店を張っている者の集まりなので、組織運営の難しさを痛感しましたが、それは弁護士会に共通するものではないかと思っています。

日本第2の都市大阪は、弁護士会活動でも独特な良い文化を持っています。そのような地域の視点からも、意見を述べさせて頂きたいと思っています。

(清原委員)

今年2月まで東京工科大学メディア学部長をしておりました。最近はインターネット・携帯電話などの新しいメディアが、社会に、特に普通の人々の暮らしに与える影響が研究テーマでした。4月30日から三鷹市長に就任いたしました。

一市民としては、三鷹市の市民参加に学生委員として参加するなど、専門家になる前から行政への参加を実践してきました。研究者としては、政治への参加について、高齢者の投票支援の仕組みなどを研究いたしました。

市民の司法への参加は、私が生きている間に実現することがあるのだろうかと思っていましたが（笑）、99年に法務省の人権擁護推進審議会委員になったことがきっかけとなったのか、02年2月発足の司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会と公的弁護制度検討会に参加させていただくことになりました。土屋委員もご一緒です。司法への国民参加・市民参加を是非実現したいとの思いで、素人の発想で問題提起をさせていただき、新鮮に、前向きに受け止めていただいております。

市民に一番近い弁護士会が市民の声を色々聞いて、具体的な提案をしておられます。検察・裁判所と、弁護士の皆さんの連携なくしては、司法制度改革は進まない実感しています。なおかつ、それを私たちのような市民がどんどんPRして国民参加の気運を高める必要があります。三鷹市では、総合オンブズマン・人権擁護委員・法律相談その他、弁護士の皆さんにはボランティア活動により市政に大変協力していただいています。そのような弁護士会に対し、市長の1人としてお役に立つのも責務かと思いい、この委員をお引き受けしました。司法が市民により身近になる、そういう動きがどんどん進んで行くと思っていますので、市民に近いところから、問題提起やご意見を言えるよう努めさせていただきたいと思えます。

（片山委員）

元三鷹市民で、いま鳥取県民になっております（笑）

地方自治をライフワークにする者として、日本の社会を地域から公正・透明な社会にすることを、私の行動原理の原点としています。日本社会はまだまだ公正ではない面があり、不透明なことが特徴だと言えます。私の行動原理を貫徹するには、様々な要素を実現する必要があります。1つは「地方自治の保障」、もう1つは「報道の自由」、そして「公正な司法が機能すること」も大変重要です。個人の人権レベルを守ることは当然ですが、行政の正常化に司法が果たす役割が大きいのです。官庁がある種優越的な立場に立って「そこが決めたことは正しい」と推定するのではなく、行政機関も市民・国民と対等なプレーヤーとして、司法の判断に従うような社会にならないといけないと思っています。個人レベルで市民社会を本当に生き生きしたものにするためにも、行政を正常化するためにも、司法の役割はこれまで以上に重要になるだろうし、なってもらわなければなりません。

司法に、特に弁護士の皆さんに期待することが、いくつかあります。1つは、アクセスを容易にすること。社会の側に司法を活用する意識が足りないという面がありま

すが、そうであればこそ、まず敷居を低くし透明化を図ることが必要です。数を増やし、過疎を解消することも重要です。

二つ目は、裁判所と検察という国家権力が担う司法機能への対抗軸としての姿勢・立場を持っていただきたいということ。国家権力の方が優勢になりがちですから、弁護士・弁護士会がそれへの対抗軸として存在することは、日本にとって非常に重要なことです。たとえば、司法はスピードが遅いと言われますが、弁護士会のみなさんには、早める方向へ向かってドライブをかけていただきたいと思うのです。

三つ目は、社会の透明化・公正化のためのシステム改革には、弁護士の力が必要です。清原委員が指摘されたように、オンブズマンその他行政自体を透明化するとき、きちんと法的なものを整理して語ることでできる人の役割が重要です。これまでは、弁護士さんに行政内部で仕事をしてもらうことができなかったのですが、期間を限定して内部化することが可能になってきました。鳥取県では、入札改革システムの審査会や男女共同参画オンブズマン制度などでも大きな力を発揮していただいております。このような自治体の準司法的な機関に是非入っていただきたいと思っております。

(高木委員)

偶然というか巡り合わせで、司法制度改革審議会委員を仰せつかり、司法制度改革に関わって足かけ5年になります。12の検討会で各論が詰められている現状を見ると、審議会の議論のイメージと若干違う方向になっているのがありますが、よくここまできたなあというものもあり、まさに色々です。

私は労働検討会の検討委員をしておりますが、先週、新しい「労働審判制」の枠組みを決めることができました。今後労使双方が、審判員の推薦などに貢献していくことが課題です。この制度の検討過程では、日弁連に何かとご指導いただいたり、お力をお借りしました。

労働組合活動に関わってきましたが、最近、組織率が20%を切ったとの記事がありました。中小企業やパートタイマー・派遣社員の問題や、大企業の職場内での司法処理能力が落ちてきて、個別労使紛争が急速に増えています。大企業正社員型の組合に安住して来たという中で、労働運動の力の劣化が関わっているのではないかと、その様なことも思う昨今です。よろしくお願ひします。

(土屋委員)

共同通信社の論説委員・編集委員をしております。論説・コラムなどを各新聞社に配信しています。編集委員としては、毎月1回司法改革に関する特集を配信しています。3年前から始めたもので、第3部にあたるものを今年10月からやっています。司法担当は、25年ほど前東京の社会部に来てから司法記者会に配属され、以来続けてきました。ロッキードの田中判決の時まで裁判所・検察庁を担当し、その後司法担

当のデスクなどをやりました。社会部では、憲法問題・人権問題などを手がけてきました。また共同通信は報道のあり方をチェックしていただく第三者機関として、2年ほど前に「報道と読者委員会」を立ち上げましたが、そちらの幹事も務めております。

日弁連とは、こちらが取材をさせていただく立場でございまして、このような委員をお引き受けするのは荷が重いと申し上げてきました。私にお話があったのは、以前日弁連執行部の皆さんと論説・解説委員との懇談会の折に、私のプライベートな話に及ぶ機会があり、父親が病気で生活保護世帯だったため、大学は授業料免除、奨学金をもらって卒業したというようなことをお話したことがありました。そういう立場から話をしてほしいという、貧乏人の役割かと勝手に解釈しております（一同笑）。

清原委員と同じく、裁判員制度・刑事検討会、公的弁護制度検討会の委員に就任しておりますが、清原委員が市長になってしまわれたので、検討委員中、裁判員になれる市民は私1人ということになってしまいました。あのような専門家ばかりの席でものを言うのはなかなかつらいものがありますが、「今日はこれだけのことは言う。なんとと言われても言おう」と、覚悟を決めて（笑）毎回出ております。

弁護士さんとは長いお付き合いですが、好きな面、嫌いな面、両方ございます（笑）。本当に弱いものの味方になって、行政にでも政治にでも、専門家の立場でものを言う、日弁連がそういう活動をしていることには共感を覚え、ぜひ応援団に加わりたいと思っています。その一方で、たとえば取材で伺う時などに感じるのですが、非常に敷居が高かったり、率直に言うと謙虚さが足りない先生方もいらっしゃるように感じます。相談に来る人間は、弱い立場の人が多いため、そういうところに目配りをしてくれたらいいなと思っています。ぜひそのような弁護士・弁護士会に変わってほしいと思っています。

注文したいことはたくさんあり、考えてメモただけでも7点あります。そのうちの1つは、将来構想を構築することです。法曹人口5万人時代にどう対処するか、弁護士会の中に態勢を作る必要があります。企業や市民の社会生活の中に法律が関与する度合いが高まれば高まるほど、法律家がいろんな役割を担っていかなければなりません。そういう時代が来ます。具体的には、地域偏在の解消、公的弁護に対する責任をどう果たすかなどの諸点です。また弁護士会が国際機関に委員を推薦することなどもっと積極的に検討されて良いと思っています。公の世界に取り込まれることを好まない傾向がありますが、もうそういう時代ではありません。対決すべきときはすべきですが、腕を振るう場があれば振るっていただきたい。裁判所や法務省も含めて人事交流をするなど、もっといろんなことを考えていただきたいと思います。

（中川委員）

昭和13年虎年生まれでございます。実は大学を出た昭和37年、朝日新聞大阪本社の就職試験を受けました。採用面接で人事部長さんが、「新聞は商品だ。売れない新聞は作らないんだ」とおっしゃいました。「売れようが売れまいが、新聞は真実を

書くんじゃないでしょうか」と言いましたら、鼻であしらわれてしまいました（一同笑）。憤慨いたしました、隣の商社に就職したわけです（一同笑）。法務部門に配属されて、以来企業法務の分野で仕事をし、途中 7~8 年アメリカに駐在して大変良い経験をいたしました。退職後関連するリース会社の経営の一端に加わりましたが、今年 6 月に退職し、ご縁があってこの秋から京都大学法学部教授に就任いたしました。来年 4 月からはこの法科大学院の実務家教員となります。国際取引法を若い学生さんに教えております。我ながら自信がないのですが、久しぶりに若い人に話ができて、非常に楽しい日々を送っております。

司法制度改革推進本部の法曹制度検討会の委員として、弁護士制度などを議論してきました。日弁連さんにはかなり厳しいことを申し上げました。改めてここで謝罪を申し上げます（一同笑）。

私がこの委員をお引き受けした動機について、お話いたします。アメリカにいた頃の経験が原点なのですが、日本がこれだけ国際化してくると、原理原則・哲学を考え直さなければ、国際社会でやっていけないのではないかと考えるのです。これまでは「貸し借り」「落とし所」「接待」など、浪花節的なやり方できました。そういうものではなく、「本来やるべきことはこれだ」ということから出発しないと、理解もされないし国際社会でやっていけません。その原点の 1 つは法律、もっと広く言えば社会常識でしょうか。それを体現する仕事が弁護士さんです。アメリカは、良い悪いは別として社会を「開いて行く」ことをやっています。日本でも弁護士さんがもっと幅広く活躍され、社会の隅々に浸透して本来在るべき考え方を示していただくことが、日本社会にとって必要だと考えています。

私は企業法務の分野以外の弁護士さんはあまり存じ上げないので、あまり理解がなく、その点をご容赦いただきたいのですが、その前提で、弁護士・弁護士会について 2 つほど申し上げようと思います。

1 つは、会員 2 万人という組織とのことですが、会務に無関心な一般会員が多いという印象を受けています。組織として総合力を出すためには、執行部と会員の皆さんの一体感が必要でしょう。色々な理由があって、簡単な問題ではないと思いますが、横から見ていますとこの辺りにちょっと問題があるなと思っております。

2 つめは、「弁護士」という呼び方、というよりこの職業の捕らえ方、役割の問題です。たしかに「弁護」士という仕事の一面はありますが、法の分野で社会の諸々の事象を取り扱う、つまり「法の実務家プロ」「ローヤ-」なのです。土屋委員も触れられましたが、将来万人並みの 5 万人規模に増えて社会の隅々で活躍されることになる、その時のビジョン、全体としての弁護士像が必要です。そういう、太いビジョンの核になるようなものを、日弁連が中心に議論し作っていくことが、国民の納得につながるように思います。

（長谷川委員）

早稲田大学政治経済学部教授でございますが、「政治・経済」の分野ではなく、生物人類学の出身で、「行動生態学」という動物の行動・進化の研究をしております。人間にはずっと興味がなく、野生チンパンジーの繁殖行動をテーマとした最初の博士論文のために、タンザニア奥地で、ガスなし・水道なし・電気なしの3年間を過ごしました。その後研究対象を変えて、イギリスのケンブリッジ大学で野生の鹿や羊の研究をしてきました。

人間には全然興味がなかったのですが(一同笑)、8年位前頃から、人間が進化の歴史の中でどのように脳や心を発達させてきたのか、どんな背景で進化し、その産物を今我々がどういう形で持っているのかなど、これまでの動物の行動生態の研究から何か新しい解析ができないかと興味を持ち始めました。どういうアプローチでそれができるのかがよく分からなかったのですが、8年くらい前にちょっとした閃きがあり、その研究を始めたのです。私が研究してきたテーマは、「オスとメスの葛藤」なのですが、最近3年位は殺人の研究をしています(一同どよめき)。犯罪心理学とか社会科学の分野の方々の研究とは観点が違い、生物学的な人間の進化の観点から、個人間の葛藤を解決する時にどのように脳が働くか、統計的な手法で一般的なパターンを抽出するという研究です。個別事例を扱うのではなく、仮説に基づいて、多くのデータを統計的に分析しています。ところが日本には、警察・検察以外には、民間で、犯罪学を総合科学としてやるどころや犯罪のデータを集積するような場所がありません。私はカナダの研究所と共同研究をしていますが、トロント大学には大規模な犯罪研究センターがあって、心理学・生物学・社会学・法学など多くの分野の研究者が集まっています。そこにはプライバシー情報を除去した全ての犯罪がデータベース化されていて、アクセスできます。日本にはそういうものがなく、科学警察研究所や犯罪白書など役に立たない統計しかありません。国家権力とは関係のない所で、犯罪学を総合科学として、統計的な研究ができるような場が必要であると考えております。お力添えいただければと思っております。

長く、政治や法律は他人事だと思ってきました。しかし最近は、世の中があまりにも分業化しすぎて、それはよくないことだと思っております。政治や法律は、職業にかかわらず誰もが市民の1人としてかかわるべきことで、みんなが考えるべきだということ当たり前のことを、最近気がつきました。そういう意味で、このような機会に皆さんと一緒に力をあわせて何かをできればと思っております。

(宮本委員)

私が所属している組織は、企業と消費者の架け橋になることを目的としています。私自身はむしろ消費者運動に長くかわり、企業や行政などの「あら探し」を長い間やってきました。最近は消費者保護法などの立法化運動に参加し、製造物責任法(PL法)もそうですが、多くの弁護士さんと一緒にやってきました。現在はPLオンブズという組織を作り、継続的に監視活動しております。

昨年5月に「内部告発の時代」という本を書きました。アメリカやイギリスでは「ホイッスルブローワー・プロテクション」という法律ができてきていますが、日本はまだなので、その制度を紹介したものです。日本では2000年頃から企業の不祥事が次々発覚して、急速に法制化の動きが出てきました。内閣府国民生活課が「公益通報者」というワザな名前にして下さって報告書を出し、それに基づいて法制化をすすめております。この運動にも最初からかかわってきました。来年3月には法律化が実現しそうです。

これまで弁護士さんと交流がありましたが、ご意見を伺うことが多く、こちらの意見を聞いていただける機会はあまりありませんでした。ケネディ大統領は、消費者の権利として「意見を聞いてもらう権利」を挙げていましたが、この市民会議は、司法についてのそのような良い機会だと思います。現在、企業、行政、あるいは専門家に対する不信の念が蔓延しており、コンプライアンス・企業倫理・ガバナンス・アカウンタビリティなど、色々な言葉が飛び交っています。それは、これらの組織等と市民の間の信頼関係をどのように取り戻すか、構築するかという問題なのだろうと思います。日弁連もそのような位置づけをしておられると思い、コミュニケーションさせていただくことにいたしました。

弁護士さんと活動していると、あまりにも理想的な立法を求められる立場から、現実に出されてくる妥協的な法案には、第一声として否定的な意見をいただくことがよくあります。PL法や消費者契約法もそうでした。これを法律の素人が聞くと、法案としてすべて良くないのかと思ってしまい、振り回されてしまいます。異なるジャンルの弁護士さんの意見は、全然違ったりして、さらに右往左往することもあります。

弁護士の組織の複雑さと同時に、専門家しすぎて、その分野は深く詳しいが、視野が狭くなりすぎていないか、他分野に関わる問題に、それに対応できるのか、疑問に思うことがあります。消費者団体としては、専門分野の方だけでなく、周辺ジャンルの方にも交流して頂きたいと思う所以です。

もう一つ、市民と共同の組織を作って頂きたい。たとえば公益通報者保護の具体的な活動は、相談や精神的ケア、法的アドヴァイスなど総合的なものがが必要です。弁護士さんと共同できないかと考えています。

このように、司法の分野で意見を聞いて頂ける機会を与えて頂いて、とてもうれしく思っております。

(毛利委員)

司法関係の場に来ると、「どうしてここに自分がいるのかな？」と不思議な気持ちになります(一同笑)。

私は大学を出てから、ずっとフリーのライターをやってきました。16年前に家庭裁判所の判事を主人公にした漫画の原作の話があり、六法全書を買って少年法を生まれ初めて読みました。そして、少年法に書いてあるとおりに法律家は仕事をしている

のだろうと思うだろうと思って桑田判事というキャラクターを創り、『家裁の人』の物語を書きました。9年連載しましたが、読者だけではなく司法の世界の方に歓迎されたり、けなされたり、いろんな目に合いました。どうして私の書いた漫画に、法曹界の偉い人たちが騒ぐのだろうとずっと思っていました。その理由が知りたくて、その後市民運動にかかわって来ました。いまは、裁判員制度をつくる市民の会と、少年司法の実務家を中心になったインターネット会議「少年問題ネットワーク」に参加しています。そこで毎月発行されているメールマガジン「月刊少年問題」の編集長をさせていただいています。会議が始まって約2年半になりますが、少年の保護から社会復帰までいろんな局面がある少年司法について、誰一人として全体像を語る人はいないということが分かりました。社会から少年司法や少年法の問題が色々指弾されたときに、答えられる人がいないのは当然だったのです。

実務家の方たちとおつきあいをして、痛感していることがあります。実務家の方は非常に誠実で一生涯懸命仕事をされているのですが、内部で通用する言葉と外で通用する言葉が2種類あるんだということをほとんど理解されていない方が大変多い。仕事の言葉とそれを他の人に信用してもらおう言葉は、使い方が違うのです。法律家同士の内部の言葉をそのまま市民に押しつけようとする方が多いように見えます。

私は裁判官のインタビューを集めて本をつくったことありますが、その経験から見ると弁護士さんの方が裁判官に比べて分かりにくい。数もたくさんいらっしゃるし、仕事に対する考え方や気質も裁判官よりもバラエティがあります。一人一人全然違うんですね。ですから弁護士さん像というのは非常に描きにくい。多くの弁護士さんが、市民に対して自分達をどう表現していくのかというのが、「開かれた司法」として大切になってくると考えています。そして、弁護士さんが自らを表現する時の壁は、少年司法の問題で裁判官や調査官の方たちが苦しんでいらっしゃる壁と、同じ根を持っていると思います。私は、このような司法関係の方たちのお付き合いの経験から、外にどんなふうに分かちを見せたいかというような観点で、この市民会議にかかわっていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

(吉永委員)

私は本業はノンフィクションのライターですが、出版不況で、放送業界、ハウソウと言ってもこちらの「法曹」ではなくてブロードキャストの方で、悪名高いコメンテーターなどをさせていただいております(一同笑)。スタートは『勝馬』という競馬紙の記者です。朝日新聞、通信社、全て入れてもらえませんでした(一同笑)。就職をする際に、女性の枠がなく受けたいところも受けられず、この国の法はどうなっているんだろうという不信とともに、最初に法というものを考えさせられました。日本国憲法では男女平等と言っているのに、なんで女性は入れてもらえないのか、性転換でもするしかないのかと思うくらいで、特に競馬の世界なんかは入れてもらえませんでした。憲法が認めているのに労働基準法では反対のことをやっていいという、

この捻れた法解釈に疑問を感じました。

私は、司法とは全く遠いところにいるので、この市民会議の委員として、普通に生活をしている人にとって弁護士さんはどう見えるか、私にはどう写っているかをお話しするのが、私のテーマかと思っています。また司法制度改革が、普通に生活をしている人にとってどんな幸せを、前と比べてどんないいことをもたらしてくれるのかという視点を忘れないでいきたいと思っています。

弁護士さんは、イメージとしては「先生」ですが、先生と呼ばれる仕事の世界は、大体いま問題がおきているようです（一同笑）。市民の多くは、弁護士のイメージをテレビのドラマから得ていて、私も『判決』というドラマで初めて接したと思います。普通に生活していれば無縁でいたい世界ですから、そこに縁ができたときは「非常事態」です。その時、その世界が遠いというのはとても不幸だと思う。知人から、何かあったとき、弁護士の知り合いがいらないかと聞かれます。とりあえず仕事での顔見知りの弁護士さんに聞いて、誰か紹介してもらいますが、いくらくらいかかるのか、もの凄く不安になります。経済力に不安がある時は、無料法律相談というのがあるらしいとまでは言える。行き先は、「役所に行ったら」なんてことになってしまうわけです。いざという時にすぐアクセスできるものであって欲しい。警察ならば110番、火事になったら119番というように、とりあえずアプローチできる、共通のものが必要でしょう。

日弁連のイメージはもっと分かりにくく、弁護士さんのための組織とっておりました。今回この『弁護士白書』を拝見して、市民との接点があることがわかりました。この市民会議などを通じて、皆に分かってもらえるような門をきちんと開く必要があるでしょう。

司法制度改革を初め、いま改革ブームです。何のための改革か、どこに向けての改革か、その結果によって何が生まれるのかということをはきちと認識しないと、改革をしたけれど何も変わっていないというようなことがおきてくるのではないかと思います。地方分権改革推進会議の委員をさせて頂いており、片山知事とはその場でお目にかかったら、結構大変かもしれないと思っています（一同笑）。地方の改革は、地方が元気になる、地方のためになるという理念をはきちと持っていないと、何のための改革か分からなくなってしまう。私は専門家ではないので、その一点だけは握りしめていようと思いつつながら参加をさせて頂いています。

医療制度なども、ほとんど医者・医学のサイドから作られていて、患者の側がおろそかになっています。司法も、利用する人にとっての司法でなければいけない。司法関係者が作った制度ではいけない。そういう意味で日弁連が市民会議を作る意味は大きいと思います。小津さんの映画のように、この視点だけはローアングルを逃がさないでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

（酒井事務次長）

吉永委員と片山委員は地方分権改革推進会議を通じてのご面識がおりとのお話ですが、先ほど来、ご出身地、受験先、就職先などでの思いがけないつながりが見えてきて、期せずして、一つの輪になった気がいたします。

実は今日、フリーディスカッションの時間をとっていたのですが、時間が足りなくなってまいりました。この自己紹介が実質的にフリーディスカッションを兼ねたと考えていいのではないかという気がいたします（一同笑）。

5 議事

(1) 弁護士・弁護士会の組織の概要と弁護士会の課題について

(大川事務総長)

資料8のレジュメに従ってご報告をさせていただきます。

(弁護士の実情)

今年12月に入り、日弁連は初めて、2万人の会員を擁することになりました。30年前に1万人台になったので、1万人増えるのに30年かかったということになります。これからは15年先に5万人にする計画ですから、非常な勢いで増えていくことになります。

「どう変わっていくのか」という土屋委員のご質問もございました。私たちも、5万人になったときにどういう弁護士、弁護士会が出現するかということは、なかなか予測しがたいのです。抽象的には社会の隅々まで弁護士が存在するだろうということは言えます。

最近の傾向ですが、大都市集中が続いており、本年弁護士が約1千人誕生しましたが、6割くらいが東京です。よくこれだけの弁護士を吸収できるなと思うのですが、片山知事の鳥取などにはなかなか行かないのです。ですから、人数が増えれば過疎がなくなるとは、簡単に言えないという感じがいたします。

外国法事務弁護士も増えております。

このように弁護士が急増する中で、皆様から「アイデンティティをどこに求めるか」というお話もございましたし、「個々の弁護士が皆違う」というお話もありました。多様な弁護士をどう束ねていくかがこれからの大きな課題でございます。

法律事務所の動向ですが、大型化が急速に進んでおり、5年前には100人の弁護士を擁する事務所は1つありませんでしたが、現在は5つあります。弁護士法人が99になりました。1人で弁護士をやっている弁護士が全体の半数以下になってしまいました。弁護士数が10人を超える事務所は弁護士数からみて11.4%となり、共同化が進んでおります。

(日弁連の組織)

これを束ねる役員ですが、会長は全国の会員の直接選挙で選ばれます。これは実に大変なことです。例えば、私も候補者に付いて回ったことがありますが、北海道2~3ヶ所と青森くらい行っただけで、本当に疲れてしまいます。これを九州まで全体を回って、

得票活動をやらなければなりません。会員の問題意識はこれもまたいろいろで、すべての質問に答え、政策を語り、支持を訴えるのです。会長になるためには大変な体力を知力とが要求されるわけで、そのご苦勞を思いますと、本林会長はもっと偉そうにしてもいいのではないかと思います（一同笑）。副会長は13人で、特に東京3会と大阪、名古屋は単位会の会長を兼ねておりますから、大変な激務でございます。

理事会が最も重要な機関ですが、各地の弁護士会の会長など71人から成ります。この理事会で重要な意思決定をしております。

組織の特徴でございますが、1つは、会長、副会長、それから専門委員会の委員など全部ボランティアでやっていることです。無給であるどころか、日弁連に来て仕事をしている間は自分の本来の仕事ができないのです。ここが最高裁や法務省の役人とは決定的に違います。彼らは職業として、例えば司法改革をやっておるわけでありますが、私たちはそうではないのです。私は常勤で2年任期で給料をもらっておりますので、私からみて無給の方々には本当に頭が下がります。しかも、今日の事態は片手間に会務をやることはできなくなってきており、副会長は常勤化しております。これは、日弁連の影響が社会的に大きくなり、官僚組織と対抗していくためには、やむを得ないことです。

（日弁連の活動領域）

3番目に日弁連の活動領域ですが、資料の7番目に先週金曜・土曜日に開いた理事会の議題を添付してございます。これを見ていただくだけでも、どれほど広い領域を扱っているかお分かりいただけるかと思います。また資料2に日弁連の各種委員会一覧表がございしますが、この委員会の名称からも、それがお分かりいただけるだろうと思います。人権領域だけとりましても、人権擁護委員会だけではなく、国際人権、公害環境、それから宮本さんの消費者、子どもの権利、両性の平等、高齢者・障害者の権利、犯罪被害者の権利等々がございします。私どもの出す意見書・会長声明・談話も広範囲にわたっております。資料2をご覧いただきたいと思います。

最近では国際的活動も広がってきており、法整備支援ということに限定いたしましても、カンボジア、ベトナム、インドネシア、ラオス、ウズベキスタンなどに出かけて支援をしております。

（日弁連の活動の特徴と問題点）

私の私見も多少交えてお話しさせていただきます。

日弁連は基本的に巨大なボランティア組織であることから、大変な長所を持っております。金銭を度外視して理想を持って動いていることであり、「こういう司法でなければならない」、「こういう人権擁護がなされねばならない」というように、理想を目指しているという点です。ところがその長所が、現実の妥協を非常に困難にする要因にもなっておりまして、先ほど宮本さんが指摘されましたように、とにかく法律ができて100点満点でないとは満足しない傾向があります。執行部としては、着地点をどこに置か、苦勞することが多いのです。

2番目の特徴は、他の隣接士業と比べまして、公益的性格が大変強い。これは自画自

賛でなくそう思っております。自らの業界の利益のために要求するということはあまりございませんで、もっぱら何が人権擁護に資するのか、社会正義の実現に役に立つのかという観点から活動しております。そこに存在価値があるとさえ考えております。個々の弁護士は色々ですが、弁護士会全体としては、公益性を高め、人権擁護領域で人権の砦としての役割を強めているのではないかと考えております。予算・決算書をお配りしておりますが、予算の大半は公益的な事業に使っています。

また、今次の司法改革につきましても、抵抗感の強かった最高裁、法務、検察をここまで改革の方向に持ってきたのは日弁連でございまして、そういう意味では司法改革の牽引車的役割も果たしております。そういう長年の活動が少しずつ評価され、ついに司法改革の事業においては、初めて法律で、政府、最高裁と並んで改革の「責務」を負うことになりました。政府、最高裁と同様に「推進計画」を提出して、今日の立法作業を進めております。

これまで日弁連は徹底して批判の立場に立ち、たとえば最高裁を批判し続けてまいりました。対岸から大砲を撃つのですが、なかなか当たらない。そのうちにますます状況が悪くなっていくのです。日弁連はスタンスを変えなければならぬと考えるようになりました。批判することから、協議をし、説得をし、国民にとってどっちが正しいかを判断していただく方向に、方針転換がなされたと思っております。それが司法改革です。その結果、官との距離が非常に小さくなりました。これは歓迎すべきことだろうと思っております。特に司法制度改革審議会意見書が出されて、最高裁も日弁連もそれを共通目標にせざるを得なくなり、これをどうやって実現するか、一致点を見いだすかを課題とすることになったのであります。それをともに遂行することが国民に対する責務ということになりましたから、官との距離が小さくならざるを得ないのです。たとえば、私の前任の事務総長は最高裁の事務総長とパーティーの席でしか顔を合わせたことがなかったのだそうですが、私の時代になりますと、必要ならいつでも最高裁事務総長の部屋に行って、意見交換をするという状況でございます。しかしこういうことは、一面で歓迎しながらも、私たちは、民の立場を忘れてはいけぬと思っております。権力に取り込まれるようなことがあってはいけませんし、権力を批判する立場も堅持しないといけぬ。権力との緊張関係が必要だろうと思っております。

（日弁連の弱点は）

ボランティア組織からくる弱点がございまして。職業として改革に専念する人たちと、片手間と言ったら言いすぎですが、自分の仕事を持って改革に当たるのとは違います。継続性がまた違います。日弁連では会長は2年、副会長は1年で替わってしまいます。こういう日弁連の継続性のなさをどう克服するのかということ、そして無給であるがゆえの人材確保の難しさも突きつけられております。シンクタンクとしての活動も不十分であります。官庁に対抗するために「司法改革調査室」を作り、調査、研究に専念する弁護士のスタッフを少しずつ増やすなど、いろいろ工夫はしておりますが、まだまだでございまして。

しかし、こういう弱点を克服しつつ、最高裁や法務省にはできないこと、市民と直接接しているがゆえにできることをやってきております。このお配りしました「裁判員ドラマ」の作成と上映運動などは、いまだ最高裁、法務省にはやれていません。最高裁が市民集会などをやったという話は聞いたことありませんし、弁護士報酬敗訴者負担問題で国会の請願パレードやるなんてことはあり得ません。市民と接触ができるという強さをどう生かしていくかを、日弁連としては考えながらやっていくことになりましょう。

来る5万人体制に、どう対応するかということは、まだ本気に考えられていないのです。いまは司法改革の対応に精一杯ということなのですが、早く、将来のビジョン、大きくなった日弁連のビジョンをどう描いて、どうやっていくのが国民にとっていいのかということ、そして会員の一体感をどこに求めていくのかということなどを考えていかなければなりません。どうぞご指導をよろしくお願い申し上げます。

(2) 議長及び副議長の選任

(酒井事務次長)

では次に、議長、副議長の選任をお願いいたします。規則5条では「議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出する」ということになっており、任期は1年で再任を妨げないという規定でございます。議長には、例えばこの会議の進行をお願いする、テーマをご相談させていただき、その他、事前の準備を含めてご相談をさせていただきながらお務めいただきたいと思っております。副議長は「議長に事故があるときにこれに代わる」となっておりますが、実質的な運用の面では、議長を積極的にサポートしていただく形をお願いすることも可能かと思います。

副議長若干名ということになっておりますが、全体が11人という規模ですが、人数はいかがいたしましょうか。

(毛利委員)

1名か2名か・・・。

(酒井事務次長)

副議長、2名、あるいは、小ぢんまりと1名。他の委員の方でいかがですか。

(井手委員)

大阪の地方裁判所委員会の委員もやらせて頂いていますが、そこは1、1でやっております。副委員長は「委員長代理」という感じです。

(宮本委員)

少ないほうがいいと思いますけど(一同笑)

(片山委員)

運営しやすいように決められたらいいんじゃないでしょうかね。

(酒井事務次長)

それでは、議長1名、副議長1名というところでいかがでしょうか。毛利委員、ご異存ございませんか。

(毛利委員)

問題ないです。はい。

(酒井事務次長)

では次に、選出方法ですが、投票、あるいは自薦、他薦のいずれにいたしましょうか。投票用紙は一応準備させていただいております(一同笑)。

自薦、他薦ということでお願いしてよろしゅうございましょうか。

(一同)

異議なし。

(酒井事務次長)

では、皆さんのほうから、まず議長のご推薦をお願いいたします。

(宮本委員)

行政の審議会は男性の学者とするのが多いですね。

(酒井事務次長)

この会議は女性委員が4名、通常の委員会より比率は高いかと思います。委員長は男性ということにはこだわらないでご推薦いただいてよろしいのではないのでしょうか(笑)。

(宮本委員)

もちろん女性でもいいですし、中立的な人がいいですね。

(井手委員)

最高裁は日ごろから「公正らしさ」を強調されていますから、この間の第1回の大阪地方裁判所委員会では、らしさを重要視するんだったら委員長は裁判所以外から出すのだと思っていたのです。ところがさっさとご自分でお取りになって、委員長は地裁所長です(一同笑)。

宮本さんもおっしゃるように、各界のいろんな人が集まっていらっしゃる組織ですから、らしさみたいなものが大事なのかなと思うんです。私は大阪弁護士会を取材してきましたが、あそこは副会長に女性を長く出していなくて、それに文句をつける記事を書いたことがあります。その後副会長は出ましたが、会長はまだです。こういう組織にはぜひ女性が立たれるといいなと思っております。

(吉永委員)

消費者という接点があるし、宮本先生はいかがでしょうか。

(土屋委員)

従来のやり方に拘らないで決めればいいたらうと思います。

(片山委員)

私も宮本さんに引き受けていただければいいかなと思います。

(宮本委員)

先ほどの発言でもおわかりのように、私は割り方過激なほうですが(一同笑)、それでもよろしいならお引き受けしましょうか。

(酒井事務次長)

フット委員のほうからは、今日ご出席の皆さんにお任せしたいというご伝言がございます。宮本委員というご発言が相次ぎましたが、よろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

(酒井事務次長)

では、宮本委員、議長をお引き受け頂けますでしょうか。

(宮本委員)

過激でもよければ(一同笑)(拍手)

(酒井事務次長)

では、続いて副議長ですが、いかがいたしましょうか。

(土屋委員)

役所の組織じゃないんで、役員は少ないほうがいいと思います。お1人でいいんじゃないかな。

(酒井事務次長)

では1人ということで。

(宮本委員)

強力なサポートが必要なような気がします。(笑)

(酒井事務次長)

互選ということですので、ご意見をお出しいただきたいと思います。

(片山委員)

議長が運営しやすいように指名されたらいいんじゃないですか。アドホックにされるか、それとも固定されているか。

(宮本委員)

私も初めてお目にかかった方ばかりで、どなたと気が合うか……。こういうのはあまり気が合うのは良くないそうです。(一同笑) お互いがちょっと反目し合うくらいが良いパートナーだと、アメリカでは言われるそうですね。でもやっぱり私をサポートしてやるという方が名乗り出ていただくとありがたいんですけど(笑)

(酒井事務次長)

名乗り出ていただける方はいらっしゃいましょうか。あるいは地域的なバランス、年齢的なバランスなどを考えてご推薦をいただいても結構ですが。

(宮本委員)

ちなみに私は一番高齢者です(一同笑)。そのバランスだったら一番若い方(笑)

(毛利委員)

井手さんは私より2歳くらいお若い、さっきの話だったら。俺は45歳(一同笑)

(井手委員)

しっかり年齢差が……。 (一同笑)

(酒井事務次長)

ご年齢のチェックが入ったようですが、一番若いということになると井手委員になりますか。

(井手委員)

席順と一緒に、なにかはめられたような気がしますが・・・(一同笑)(拍手)

(酒井事務次長)

では、このお2人をお願いすることでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(宮本委員)

では老若で(一同笑)。よろしくをお願いします。

(3) 今後の会議の進め方について

(酒井事務次長)

最後に1つお決めいただきたいのは議事録の公開についてです。基本的に議事録は公開することになっておりますが、一言一句反訳した議事録を公開するか、議事概要を作成して、皆さんに確認していただいたものを公開するかを、まずお決めいただきたいと思います。あとは、皆さんのお名前そのまま出して顕名で公表するのか、A、B、Cという形で非顕名にするのかという点もお決めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(土屋委員)

非顕名にすると、情報公開を求めて弁護士さんが日弁連を訴えるなんてことになりませんか(一同笑)? 顕名でいいんじゃないかと思えますけど。片山知事、よろしいですか?

(片山委員)

もちろんですよ。私は日本の社会を透明化したいので(一同笑)。あと、どこまで詳しくするかというのは、そちらの事務量との兼ね合いがあるでしょうから。ですから、そのこと考えたら議事概要ですね。名前を明らかにして自己責任をちゃんと貫徹しましょう。

(酒井事務次長)

この点については、フット委員も顕名で公開ということに賛成というご意見でございました。

それでは、顕名で、議事概要とすることにさせていただきます。

では、議長と副議長に一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(宮本委員)

市民会議ですから、典型的な市民という意味での消費者代表ということと、それから一番高齢者ということ、人生の達人と思われたのか(一同笑) それはどうか分かりま

せんけども、議長を拝命いたしました。私はこういうことをあまりやったことはなくて、いつも一委員として好きなことを発言させて頂いています。議論をまとめていくことが私の能力に合うのかどうか分かりませんが、一生懸命やってみますのでよろしくお願いたします。(拍手)

(井手委員)

意外な形でお鉢が回って来ました(一同笑)。先ほどの自己紹介は短めにしましたので、あとの展開を見て「しまったな」と思っていたところです(一同笑)。もっと申し上げたいことがありました。こういう形で副議長としてのご挨拶ということですが、私は基本的には現場でずっと取材して、「現場」と「地方」を取材の対象としてきた人間です。ぜひそうしたところからの声が届くように、非常に興味を持っている法律相談の問題などにもぜひかかわって意見を言わせて頂けたらなと思っております。とにかく、宮本議長を粉骨砕身支える覚悟です。(一同笑)(拍手)

(4) 次回の日程とテーマについて

(酒井事務次長) 最後に事務連絡をさせていただきます。

- ・ 次回の開催日はご都合をお伺いいたしまして3月23日火曜日の3時～6時、今度は3時間をお願いいたします。
- ・ お手元に月1回発行の機関誌「日弁連新聞」がございます。これに、この会議の発足と、それから委員の皆様のご紹介させていただきたいと思っております。お手元の封筒で、お写真をご返送頂きたく、お願いたします。
- ・ この会議についてのご質問や資料のご請求等は、いつでも遠慮なく私どもにお申しつけ願いたいと思います。
- ・ 次回のテーマについては、本日少しご相談したいと思っておりましたが、時間も押してまいりましたので、今日のご発言を参考にさせていただいて、議長、副議長とご相談させていただきながら決めさせていただきたいと思っております。

6 閉会の挨拶

(田中副会長)

年末のお忙しいところを委員の皆様方には本当にありがとうございました。弁護士は基本的に法律事務を独占しておりますし、国民の生活や人権など関係する様々なことをやっております。したがって、外部からご指摘を受ける前に、弁護士会自らが、公開に努めなければならなかったと思います。その意味では、市民会議の役割は本当に大きいもので、社会の多方面を代表しておられる委員の皆様方のご発言を期待しているところです。

本日は早速、厳しい、しかも場合によっては過激な(一同笑)ご意見をちょうだいいたしました。これが本来の市民会議の役割だし、私どもが望んでいるところがございます。いろいろ伺ってまいりましたが、例えば弁護士は敷居が高い、もっとアプローチ

しやすく、というのは常に言われていることなのです。少しずつ改善はしているかとは思いますが、まだまだ不十分なので今後の課題としていきたいと思ひます。

また、5万人時代の弁護士会をどうやっていくのか、これは日弁連の最大の課題でございますが、まだまだ準備はできていません。市民会議の皆様方からも、こうあるべし、こうしたらよろしいぞというご意見をご発言いただければと思ひます。ご遠慮なさらずに、ご遠慮される方はいらっしゃらないと思ひますが（一同笑）ご意見は肝に銘じて受け止めるつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

この後の懇親会の場合でも、ぜひご意見をお聞かせ下さい。本当にありがとうございました。（拍手）

以上